

野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会開催要領

平成 26 年 6 月 30 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

1. 趣旨

野生鳥獣を食用に供するために解体する場合は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可が必要となり、許可施設における衛生管理については、野生鳥獣の利活用が盛んな一部の自治体がガイドラインを作成している。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する参議院環境委員会附帯決議において、「捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること」とされた。

このため、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて事業者による衛生管理の参考となるガイドラインの作成など衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討するため、本検討会を開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 野生鳥獣の食利用に係る流通実態等を把握する。
- (2) 「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」(平成 23～25 年度)の成果を踏まえ、事業者による衛生管理の参考となるガイドラインの作成など必要な衛生管理の方策について検討する。
- (3) その他必要な事項について助言を行う。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会は食品安全部長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。また、農林水産省及び環境省の職員にオブザーバーとして出席を求める。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会には、必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度、求めることができる。
- (4) 座長が不在のときは、あらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (5) 検討会の庶務は、監視安全課において行う。
- (6) 検討会は、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。